

機体回収作業等役務請負契約条項

第1章 総則

第1節 契約の目的及び代金

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、機体回収作業等の役務を契約履行期限までに行い、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 乙に支払われる代金の金額は契約金額とする。ただし、特約条項を付して支払金額を確定することを約定する場合は、当該特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

第2節 一般事項

(債務の引受け等の承認)

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) 役務の全部又はその主要部分を第三者に請け負わせる場合

2 甲は、前項第1号及び第2号に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人の届出)

第4条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

(下請負)

第5条 乙は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につき、その責めを免れない。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第6条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知り、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(現場責任者の選任)

第7条 乙は、この役務の履行に関し、作業場所等において現場責任者を選任し、次の業務に当たらせるものとする。

- (1) 役務従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 役務の履行に係る指揮監督

(3) 役務に関する監督官等との連絡及び調整

(4) 役務従事者の規律秩序の保持

(役務従事者の届出)

第8条 乙は、契約に基づき役務を行うため、作業場所等に従業員を勤務させなければならない。

2 乙は、契約締結後、速やかにこの契約の履行に必要な現場責任者及び役務従事者を選任し、役務従事者届（別紙様式）を甲に提出しなければならない。

3 甲は、甲の都合により乙の届け出た現場責任者及び役務従事者の変更について、乙に要求することができる。

4 乙は、前項の場合、直ちに現場責任者及び役務従事者の再選任について所要の処置をとらなければならない。

(監督官等の派遣)

第9条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び業務の範囲を乙に明示しなければならない。

3 監督官等は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

第2章 契約の履行

第1節 発見役務の届出

(発見役務の届出)

第10条 乙は、契約書及び仕様書等により役務を行うべきこととされている箇所以外に、役務を行うことを相当とする箇所を発見した場合は、速やかに甲に届け出なければならない。

第2節 監督及び完成検査

(監督)

第11条 甲の指名した監督官は、乙の行う役務について、契約書、仕様書等及び甲の定める監督実施要領に基づき、甲が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において、立会い、指示、審査、確認その他の方法により必要な監督を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第6条第3項の規定を準用する。

3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査)

第12条 乙は、乙が行った役務に関し、甲の完成検査を受けなければならない。

2 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた完成検査実施要領に基づいて行われるものとする。

3 完成検査においては、乙が行った役務が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。

- 4 乙は、完成検査に立ち会わなければならない。
- 5 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査の期日及び場所)

- 第13条 乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。
- 2 甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所を変更する必要がある場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議の上、新たな期日又は場所を定めなければならない。
 - 3 乙は、完成検査の期日までに必要な準備を完了しなければならない。

第3節 役務完了の確認

(役務完了の確認)

- 第14条 役務が完了し、前条に定める完成検査に合格したときをもって、当該役務が完了したものとする。

第4節 代金の支払

(代金の請求及び支払)

- 第15条 乙は、役務が完了した場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。
- 2 乙は、代金を請求する場合は、甲の指定する適法な支払請求書をもって行うものとする。
 - 3 甲は、前項に定める支払請求書を受領した日から30日以内の日に乙に当該代金を支払うものとする。

(支払遅延利息)

- 第16条 甲は、約定期間(第15条第3項の期間をいう。以下同じ。)内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年※. ※パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(契約保証金による充当)

- 第17条 甲は、第32条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。
- 2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合には、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲は、これを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(相殺)

- 第18条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合は、乙に支払うべき代金と相殺することができる。

第5節 契約履行期限の猶予及び履行遅滞

(契約履行期限の猶予)

第19条 乙は、理由を添えて契約履行期限の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで契約履行期限を猶予することができる。

3 乙は、契約履行期限を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第20条 乙は、前条第2項の規定により契約履行期限が猶予された場合においては、延納日数に応じ延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって役務完了が遅れた日数、その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払いを求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

(1) 契約履行期限以前にされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分の役務が完了したときは、従前の契約履行期限の翌日から役務完了した日までの日数

(2) 契約履行期限以前にされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分の役務が完了しなかったときは、従前の契約履行期限の翌日から猶予された日までの日数

(3) 契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分の役務が完了したときは、申請した日の翌日から役務完了した日までの日数

(4) 契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分の役務が完了しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 前項の規定の適用においては、役務完了は第14条の役務完了の確認があった時にされたものとみなす。

4 乙は、甲が相当の期間において指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年※、※パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第21条 乙は、役務完了が契約履行期限に遅れた場合には、遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、契約履行期限の翌日から遅滞分の役務が完了した日（契約履行期限を過ぎた後において、された申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用す

る。

第3章 契約の効力等

(役務完了不能等の通知)

第22条 乙は、理由のいかんを問わず契約履行期限までに役務を完了する見込みがなくなった場合又は役務を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第23条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、役務を完了することができなくなった場合は、乙は、当該役務完了の義務を免れるものとし、甲は、その代金の支払の義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、役務を完了することができなくなった場合は、乙は、当該役務完了の義務を免れるものとし、甲は、乙に代金（乙が、役務完了の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第24条 役務完了前の回収対象物品が滅失した場合は、その損害は次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

2 前項の滅失が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は、甲の負担に帰する。

3 第1項の滅失が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は、甲の負担に帰する。

4 第1項の滅失が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は、乙の負担に帰する。

5 第2項又は第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

(官給品等の滅失又は損傷)

第25条 乙は、官給品等が滅失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもって甲に届け出なければならない。

2 前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 前項に規定する場合を除き、官給品等の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

(役務の契約不適合)

第26条 乙が行った役務に関し、契約不適合がある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補を請求するものとする。ただし、甲は、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するとき、その他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修

補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

- 2 前項の契約不適合が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、第1項の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第30条の規定に基づく解除の例により契約を解除することができる。
- 4 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は契約の解除の通知は、役務完了の日（乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から1年以内に発しなければならない。ただし、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。
- 5 乙は、前項に規定する通知があった場合においては、甲に対して異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申し立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し又は変更するものとする。
- 6 契約不適合の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。
- 7 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補された後になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。
- 8 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第4章 契約の変更等及び解除

第1節 契約の変更等

(契約の変更)

第27条 甲は、乙の行う役務が完了するまでの間において必要がある場合は、契約履行期限、仕様書の内容、その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

- 2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書を作成し速やかに甲に提出しなければならない。
- 3 第1項の協議の結果、契約金額を変更する必要が生じた場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるとき、その他相当と認めるときは、甲乙協議の上、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これを取りまとめて行うことができる。
- 4 乙は、官給品等の支給又は貸与、その他この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、契約履行期限を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第28条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(役務の一時中止)

第29条 甲は、役務が完了するまでの間において、その役務を一時中止させることができる。

- 2 甲が役務を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙は、その損害につき甲に賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、役務再開の日から30日以内に文書により行わなければならない。
- 4 役務を一時中止した後再開した場合の契約履行期限については、第27条第4項の規定を準用する。

第2節 契約の解除

(甲の解除権)

第30条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が契約履行期限までに役務完了しなかった場合
- (2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が役務完了できなくなった場合
- (3) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第31条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第32条 甲は、第30条第1項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 第20条第4項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第33条 甲は、第30条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が契約履行期限までに役務を完了しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

- 2 第31条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

第5章 秘密の保全

(秘密の保全)

第34条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし又は利

用してはならない。

第6章 雑則

(調査)

第35条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。
(効力発生の時期)

第36条 甲から乙に対する文書の通知は、甲が発信した日から、乙から甲に対する文書の通知は、受信した日からそれぞれ効力を発生するものとする。

(その他)

第37条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

4 この契約において、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第38条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊航空中央業務隊司令
殿

住 所
会 社 名
代表者名

役 務 従 事 者 届

契約番号第 号（ 年 月 日）に基づく現場責任者及び役務従事者を、次のとおり届出いたします。

NO	氏 名	年 齢	所属部課名	勤務年数、業務内容等	備 考

上記届けを受領した。

年 月 日
分任支出負担行為担当官
航空自衛隊航空中央業務隊司令